

議案第72号

財産を無償で譲渡すること（産業技術センター特許権）について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年2月13日

鳥取県知事 片山善博

1 財産の内容

種類	細目	名 称
無 体 財 産 権	特 許 権	多層有機分子薄膜発光素子の製造方法
		水晶振動子湿度センサ
		非晶質の水溶性部分の脱アセチル化キチンの製造方法
		赤身魚落とし身の品質改良法
		非晶質のキチンを基質とする酵素によるN-アセチル-D-グルコサミンの製造方法
		魚の加工品の製造方法及び魚の加工品

2 相手方

鳥取市若葉台南七丁目1番1号

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター

3 譲渡の日

平成19年4月1日（予定）

4 理 由

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターが当該財産を公用の用に供するものとして利用するため、同法人に無償で譲渡するものである。